○農林水産省告示第千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年七月十六日農林水産省告示第九百二十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年十二月十二日農林水産省告示第千五百五十二号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年七月十六日農林水産省告示第九百二十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年十月二十日農林水産省告示第千六百九十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年十月二十日農林水産省告示第千六百九十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに土佐市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年一月二十日農林水産省告示第五十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

議案提出

五月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一外十四名提出）

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪外十四名提出）

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博外七名提出）

質問書提出

五月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣府地方創生推進室次長の出張の実態に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の表二十六の数値に関する質問主意書（長妻昭提出）

辺野古新基地建設に伴う周辺建造物等の高さ制限に関する質問主意書（赤嶺政賢提出）

秋田犬保存会によるロシア・ザギトワ選手への秋田犬贈呈に関する質問主意書（緑川貴士提出）

高度プロフェッショナル制度に類似する専門業務型裁量労働制が適用された労働者の過労死認定等に関する質問主意書（山井和則提出）

議事日程

五月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

平成三十年五月十八日（金曜日）

午後一時開議

第一　土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百九十五回国会、内閣提出）

第四　平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百九十五回国会、内閣提出）

第五　平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第百九十五回国会、内閣提出）

参議院

議事日程

五月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

平成三十年五月十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　医療法及び医師法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領（予備審査）

五月十七日衆議院から次の議案が送付された。

ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元外七名提出）（衆第二〇号）